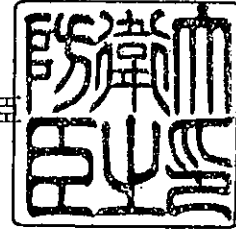




防地地第3432号
24.3.22

山口県知事
殿
岩国市長

防衛大臣



米軍再編等に係る防衛省の見解について（回答）

平素から、岩国飛行場の安定的使用に対する御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成24年3月16日付け貴書簡により照会された標記について、下記のとおり回答します。

記

1について

平成18年5月の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）において「個別の再編案は統一的なパッケージである。」と記述されているところです。

他方、本年2月8日の日米共同報道発表は、普天間飛行場の移設と海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納以南の土地返還のパッケージを外すことにより、海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納以南の土地返還の早期実現を目指そうというものであり、今回の報道発表により、ロードマップの基本的な考えを変えることとはなりません。

2について

防衛省としては、貴県及び貴市のお考えについて、重く受け止めています。

また、地元の置かれた状況は十分に理解しており、これ以上の負担増をお願いする考えはありません。

いずれにしましても、防衛省としては、普天間飛行場の移設についても空母艦載機の岩国飛行場への移駐についても着実に進めていきたいと考えており、空母艦載機の岩国移駐のみを進めるという考えはなく、貴県及び貴市が懸念されるような事態にならないよう全力で取り組む考えです。

3について

恒常的な空母艦載機着陸訓練施設（以下「恒常的施設」という。）については、現在、日米間で協議を行っているところですが、防衛省としては、岩国飛行場及びその近郊を恒常的施設の整備場所とする考えはありません。

また、空母艦載機着陸訓練について、米軍は、恒常的施設が提供されるまでの間、硫黄島を現実的に可能な限り使用するとしていますが、いずれにしましても、防衛省としては、可能な限り多くの訓練が硫黄島において実施されるよう、引き続き、米軍へ求めてまいります。

4について

防衛省としては、空母艦載機の移駐等について、今後とも、貴県及び貴市の御理解をいただきながら進めてまいります。

5について

防衛省としては、安心・安全対策、地域振興策等に係る地元の御要望については最大限配慮してまいるとともに、海上自衛隊航空部隊の岩国残留については、御要望も踏まえ検討してまいります。

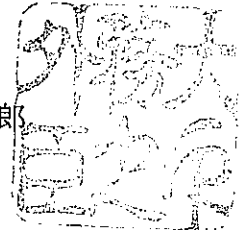
北米地合第311号

平成24年3月22日

山口県知事 二井 関 成 殿

岩国市長 福 田 良 彦 殿

外務大臣 玄 葉 光一郎



米軍再編等に係る外務省の見解について

平成24年3月16日付で、貴職から照会があった件につき、下記のとおり回答いたします。

記

貴信1について

御指摘のとおり、2006年のロードマップには、冒頭に「個別の再編案は統一的なパッケージとなっている」との記述がある。

他方、ロードマップにおいて、「全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている」とした上で、「沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は・・・普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展・・・に懸かっている」とされている。

今回の在日米軍の再編の調整においては、この沖縄に関する再編案の部分について、海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて議論を行っているものであり、ロードマップの基本的な考え方に変更はない。

普天間飛行場の移設については、普天間飛行場の代替施設に関する現在の計画が、唯一の有効な進め方であると信じている。

貴信 2 について

外務省としては、貴県及び貴市のお考えについて、重く受け止めている。

平成 22 年 1 月 26 日付質問主意書に対する答弁書（平 22 閣参質 174-5）等でお答えしているとおおり、政府として、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐について、ロードマップに従って進めていく考えである。

外務省としては、在沖縄海兵隊の岩国への追加的移転については山口県及び岩国市にお願いするつもりはない。3 月 8 日の日米間の局長級協議において、このことを米側に改めて明確に伝え、米側から日本政府の立場を理解した、米国政府としては、空母艦載機の厚木から岩国への移駐が極めて重要であると考えている旨の回答があった。これをもって、在沖縄海兵隊を岩国に追加的に移転させることにはならないことが確認された。

いずれにしても、外務省としては、普天間飛行場の移設についても空母艦載機の岩国飛行場への移駐についても他の再編計画と共に着実に進めていきたいと考えており、空母艦載機の岩国移駐のみを進めるという考えはなく、貴県及び貴市の懸念されるような事態にならないよう全力で取り組む考えである。

貴信 3 について

平成 22 年 2 月 16 日付質問主意書に対する答弁書（平 22 閣参質 174-19）等でお答えしているとおおり、政府としては、岩国飛行場を恒常的な空母艦載機着陸訓練施設の整備場所とする考えはない。

恒常的な FCLP 施設が完成するまでの空母艦載機の着陸訓練に関しては、平成 21 年 7 月 3 日付質問主意書に対する答弁書（平 21 閣衆質 171-581）でお答えしているとおおりである。米軍は、空母艦載機着陸訓練について、恒常的施設が提供されるまでの間、硫黄島を現実的に可能な限り使用するとしている。外務省としては、これまでも可能な限り硫黄島を活用するよう米側に申し入れてきており、今後も申し入れを行っていく考えである。

本信送付先 山口県知事，岩国市長